学 校 生 活 の し お り

２０２４年度

横 浜 市 立 新 井 中 学 校

学校教育目標

「自立・共生・学び合い」

○自分のよさを知り、なりたい自分を見つけられる人を育てます。（知）

○相手のよさを認め、励まし合い、地域と共に生きる人を育てます。（徳・公）

○命の大切さを知り、持続可能な社会を共に創る心と体を育てます。（体・公）

○思いやりのある、親切な行いを実践し、社会に貢献できる人を育てます。（開）

新井中学校校歌

和　多　史　雄　作詞
中　田　喜　直　作曲

1．丘広く
富士に真向(まむか)う
緑の台地
この丘に立ちし学舎(まなびや)
若人(わこうど)の
理想求めて集(つど)えるところ
新井　新井　我等(われら)が新井

2．海広く
船は行きかう
世界の港
この海に夢通わせて
若人の
希望(のぞみ)遥(はる)かに学べるところ
新井　新井　我等が新井

3．空広く
風に光に
みなぎる力
さわやかに生命(いのち)のかぎり
若人の
明日をめざして鍛(きた)えるところ

横浜市立新井中学校校歌

明るく力強くそして美しく ♩＝96位

和 多 史 雄　作詞
中 田 喜 直　作曲

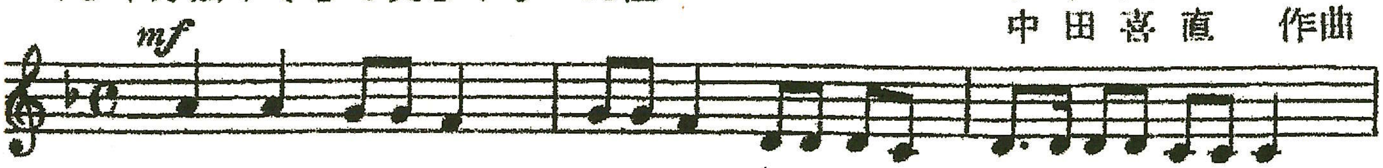

1. おか ひろく　ふじに まむかう　みどりのだいち
2. うみ ひろく　ふねは ゆきかう　せかいのみなと
3. そら ひろく　かぜに ひかりに　みなぎるちから

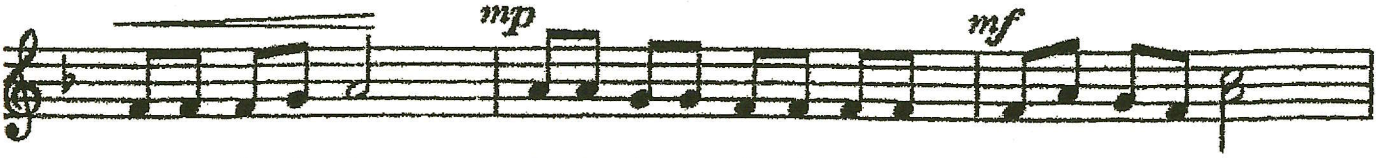

このおかに　たちしー まなびや　わこうどの
このうみに　ゆめかよ わせてー　わこうどの
さわやかに　いのちの かぎりー　わこうどの

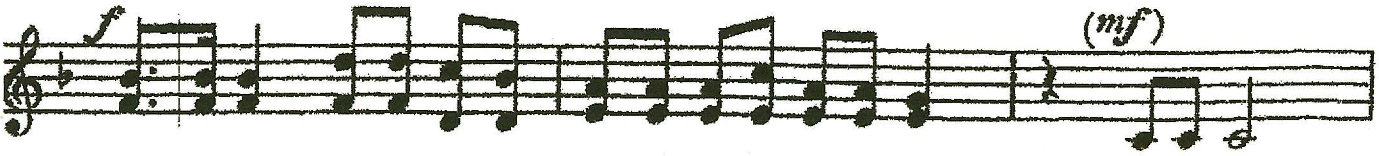

り そう　もとめて　つどえるところ　あらい
の ぞみ　はるかに　まなべるところ　あらい
あ すを　めざして　きたえるところ　あらい

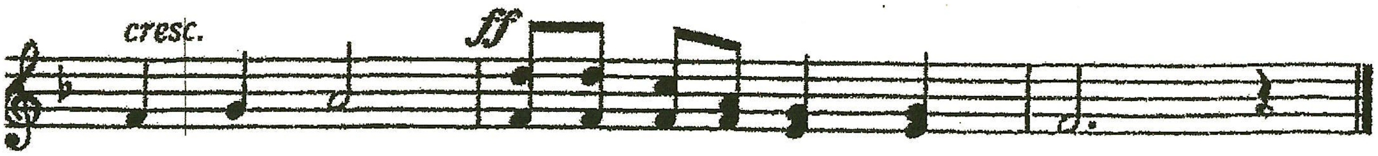

あ ら い　われらが あ ら い
あ ら い　われらが あ ら い
あ ら い　われらが あ ら い

目次

学校教育目標……………………………………………………………表紙
校歌……………………………………………………………………前見返し
生徒会組織図……………………………………………………………3
生徒会規約……………………………………………………………4,5
専門委員会……………………………………………………………5
生徒会執行部選挙規定………………………………………………6
生活の約束～よりよい学校生活を送るために～…………………7
スクールカウンセラーとの相談について…………………………7
学校図書館利用の手引き………………………………………………8
部活動について…………………………………………………………9
風水害・地震等………………………………………………………10,11

生徒会組織図

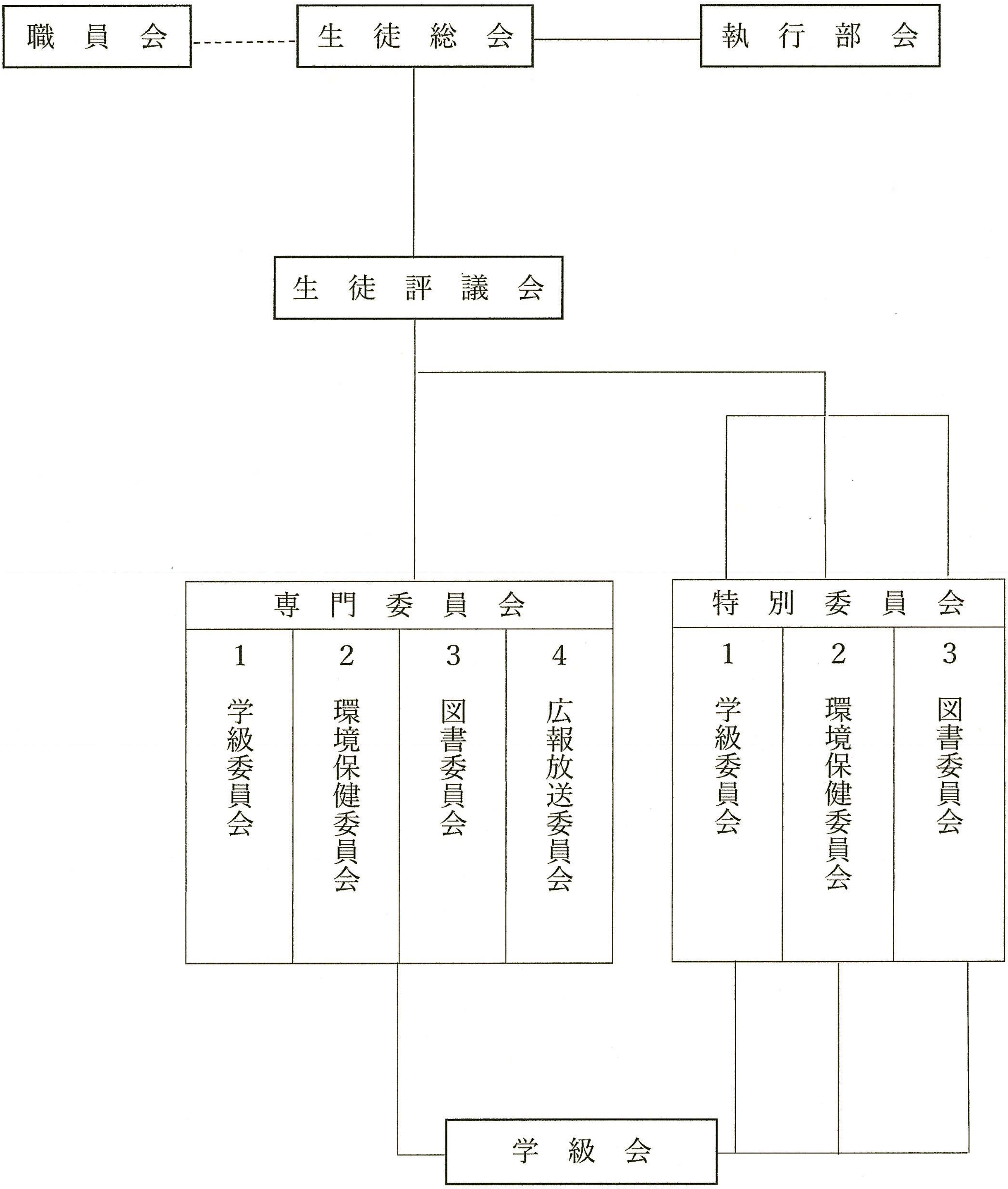
職　員　会
生　徒　総　会
執　行　部　会
生　徒　評　議　会
専　門　委　員　会
1 学級委員会
2 環境保健委員会
3 図書委員会
4 広報放送委員会
特　別　委　員　会
1 学級委員会
2 環境保健委員会
3 図書委員会
学　級　会

生徒会規約

第1章　総　則

第1条　本会は横浜市立新井中学校生徒会という。
第2条　本会は横浜市立新井中学校生徒全員で組織する。
第3条　本会は会員の自主的な活動を中心にして、学校生活を充実させ、よりよい校風を築くことを目的とする。
第4条　本会は活動を企画した時は、職員会議等の許可を経た後実施する。

第2章　権利と義務

第5条　本会会員は次のような権利および義務を有する。
1．　各種生徒会活動に参加すること。
2．　役員を選挙し役員に立候補すること。
3．　本会の議決事項を忠実に守ること。
4．　会費を納めること。

第3章　役　員

第6条　本会は次の役員をおく。
会　長　1名　　副　会　長　2名　　執　行　委　員　3名
第7条　生徒会執行部の任期は1年とする。
第8条　各役員の任務は次の通りとする。
1．　会長は生徒会を代表し、会務を処理する。
2．　副会長は会長を助け、会長がその仕事を行うことができないときはその職務を代行する。
3．　執行部は会議の記録事務を行い、これを保管する。また、会計は会計事務を行い、必要な書類・帳簿等の整理をし、これを保管する。
第9条　役員は執行部を構成し、次のようなことがらを行う。
1．　第3条の目的を達成するために、活動を企画し、これを実施する。
2．　予算案、行事計画案、規約の改正案等を生徒評議会に提案する。
3．　各種委員会活動が円滑に実施されるよう援助する。
4．　会長は、必要があれば臨時に専門委員長を召集する。

第4章　組　織

第10条　本会は、次の組織をもって構成する。
1．　生徒総会　　2．　生徒評議会　　3．　執行部会
4．　専門委員会　　5．　特別委員会　　6．　学級会

第5章　生　徒　総　会

第11条　生徒総会は、本会の最高議決機関であり、会長がこれを召集し、生徒会執行部がその運営にあたる。
第12条　定期的な総会は年1回とし、会長が必要と認めた場合、又は、会員の1/3以上の要求があった場合には、会長がこれを召集する。定足数は全会員の2/3以上で、議決は出席の過半数とする。
第13条　総会は、次の内容を取り扱う。
1．　予算及び決算
2．　行事計画及び活動報告
3．　規約改正
4．　その他の必要事項

第6章　生　徒　評　議　会

第14条　本会は第3条の目的を達成する活動計画を審議するために生徒評議会をおく。
第15条　生徒評議会は、総会につぐ議決機関とする。
第16条　生徒評議会は、各学級の学級委員、専門委員長、特別委員長および生徒会執行部で構成する。
第17条　学級委員の中から、議長1名、副議長1名を選出して、生徒評議会を運営する。また、会計決算報告の監査をし、必要ある場合は適切な助言をする。
第18条　議案の提出権及び議決権は、生徒会執行部、専門委員長、特別委員長、学級委員が持つ。
第19条　議長が必要と認めた場合は、関係者を出席させることができる。

第 20 条　毎月１回定例会議を開くことを原則とし、会長が必要と認めた場合は、臨時に召集することができる。定足数は構成委員の 2/3 以上で、議決は出席者の過半数とする。

第 21 条　審議内容は、次の通りとする。

1．　年間活動計画、予算案の作成
2．　生徒総会に提出するその他の議案
3．　生徒会執行部、専門委員会、各学級から提出された議案
4．　生徒会活動に必要な企画及び立案、その他

第７章　専　門　委　員　会

第 22 条　この会は、第３条の目的を達成するために次の専門委員会をおく。

1．　学級委員会　　　各学級２名（男女各１名）
2．　環境保健委員会　各学級２名（男女各１名）
3．　図書委員会　　　各学級２名（男女各１名）
4．　広報放送委員会　各学級２名

第 23 条　専門委員の任期は前期（４月～１０月）、後期（１０月～翌年３月）の二期制とする。ただし、広報放送委員会は通年とする。

第 24 条　各専門委員会は、学級より選出された委員で構成し、専門委員の中から互選により委員長１名、副委員長１名及び書記を選出して委員会を運営する。

第 25 条　各専門委員会のおもな活動内容は、別表に定める。

第 26 条　各専門委員は、毎月１回の定例会議を原則とし、必要に応じて委員長が臨時に召集することができる。

第８章　特　別　委　員　会

第 27 条　本会は、第３条の目的を達成するため、必要が生じた時は、各種の特別委員会を設けることができる。ただし、活動の範囲・期間・人員を明確にし、生徒評議会の承認を必要とする。

付則

1．　本会の運営を円滑に行うための細則は別に定める。
2．　選挙規定については別に定める。
3．　生徒会費は前年度の決算を参考にして、４月に正式決定する。
4．　この規約は昭和５４年４月５日より実施する。
5．　この規約の改正には、全生徒会員の過半数の賛成を必要とする。

専門委員会

委員	仕　事　内　容
学級	1　学級の代表としてクラスをまとめる。 2　自治的で楽しい学年・学級づくりをすすめる。 3　生徒評議会に参加する。
環境保健	1　心と身体の健康について考え活動する。（学校保健委員会・保健衛生に関する日々の活動等） 2　校舎内外の環境美化に努める活動をする。（大掃除・清掃用具・花壇整備等） 3　防災や安全に関する意識を高める活動をする。（防災避難訓練等）
図書	1　学校図書館の運営を行う。 2　読書に関する広報活動（図書だよりの発行など）をする。 3　図書の貸出返却、書架の整理をする。
広報放送	1　昼の放送運営を行う。 2　学校行事における放送機器の準備および運営の補助をする。 3　掲示物を掲示する。

生徒会執行部選挙規定

第１条　生徒会執行部選出の一切の権限を選挙管理委員会がもつ。

第２条　選挙管理委員会は、各学級より選出された選挙管理委員１名で構成され委員の任期はその年度とする。

第３条　選挙管理委員会は、互選により委員長１名、副委員長１名、書記をおく。

第４条　選挙管理委員は、委員のままで生徒会執行部に立候補できない。また他のいかなる立候補者の選挙運動にも参加することができない。

第５条　選挙管理委員会のおもな仕事は次の通りである。

１．　選挙の告示

２．　立候補者名簿の作成

３．　立候補の受付および候補者名簿の発表

４．　演説会等の計画と実施、ポスター等の掲示方法、その他選挙を活発かつ公正にするための各種の処理の決定

５．　投票用紙の作成と投票所の設定

６．　開票とその結果の確認および告示

第６条　選挙管理委員会は、投票日よりも前に告示をおこない、役員に立候補する者は、立候補届出期間内に届出ることを原則とする。

第７条　生徒会執行部の選挙権および被選挙権は新井中学校の生徒のみがこれをもつ。

第８条　選挙は会長、副会長、執行委員について無記名投票で行う。

なお、最高得票者が同点で複数の場合、その者のみの再選挙を行い、決定する。

また、対立候補者のいない候補者については、信任投票を行い、投票総数の過半数の信任をもって当選とする。

立候補者が定数未満の場合は、選挙管理委員会で討議し、募集の期間を延ばす場合もある。

第９条　立候補者は、下記の要項内で選挙運動をする自由を妨げられない。

１．　授業の妨げにならない。

２．　文書、演説等について選挙管理委員会の指示に従う。

第10条　リコールの請求は全生徒会員の１／３の署名をもって受理し、生徒投票による投票総数の１／２以上の賛成をもってリコール成立とする。

付　則

１．　この規定の変更には生徒評議会における２／３以上の多数決による承認を必要とする。

２．　学校長による役員の認証をもって正式の発効とする。

細　則

会長は、２年生より１名選出する。

副会長は、１年生より１名、２年生より１名選出する。

報行委員は、１年生より２名、２年生より１名選出する。

転校等により役員の欠員が生じた場合は、すみやかに補充選挙を行う。

その他の細則については、選挙管理委員会で決定する。

生活の約束～よりよい学校生活を送るために～

（1）登下校

1．　登下校時は、学校ジャージまたは標準服を着用しましょう。

2．　自転車通学はできません。安全な道を歩いて帰りましょう。

3．　人の迷惑となるような行動はしてはいけません。

（2）学校生活

1．　チャイムを意識して時間を守りましょう。

2．　安全に気を付けて生活しましょう。

3．　上ばき、体育館ばきはきちんと履きましょう。かかとをふむのはやめましょう。

4．　不必要な金品やハサミ等の刃物類、その他学校生活に不要な物は持ってきてはいけません。

（3）服装

1．　普段の生活

・学校指定のジャージ、体操着または、標準服で過ごしましょう。

・ワンポイント程度の柄であれば体操着の代わりに白または紺のTシャツを着てもかまいません。

2．　儀式的行事（入学式、卒業式など）や試験などの行事

・学校指定の標準服・指定ベストを着用しましょう。

・ワイシャツを着用し、色は白無地とします。白無地のポロシャツの着用も認められています。

3．　防寒について

・登下校中はコート類やマフラー・手袋等の着用が認められています。

・標準服の下にセーターやカーディガンを着用すること、ジャージの下にフードなしのトレーナーを着ること、タイツの着用は認められています。それぞれ落ち着いた色、学習活動のしやすいものを着るようにしましょう。

4．　靴はスニーカーや革靴などを履きましょう。サンダル等は使用できません。

5．　衣替えの日の指定はありません。各自判断し、気温に合った服装をしましょう。

6．　安心・安全に学校生活を送ることのできる身なりを心がけ、アクセサリー等の着用がないようにしましょう。また、服装・身なり（染髪や化粧など）によって、トラブルに巻き込まれたり、望ましくない人間関係の広がりなどにつながったりすることもあります。時・場所・場面に応じた服装、身なりを心がけましょう。

スクールカウンセラーとの相談について

中学時代は、学校・家庭・友だち・進路や人生・社会状況・からだや性の問題など、いろいろな悩みが現れてきます。そのような悩みを専門的な視点で相談してもらうことができます。相談の秘密は守られますので安心して相談してください。

1　相談日：原則としてカウンセラーが来校している金曜日の9：00～16：30まで相談できます。

2　相談場所：保健相談室や相談室

3　利用方法：相談希望者は、相談日の予約をしてください。予約は担任の先生や養護教諭、生徒指導専任そのほか誰でも話しやすい先生に伝えてください。

学校図書館利用の手引き

＊利用の決まり＊

１．　【　開館　】　月曜日から金曜日までの昼休みとする。

・学校行事等により閉館となる場合もある。

２．　【　貸出　】　１人３冊まで。期間は一週間とする。

・手続きは、自分の学年、組、名前を貸し出し当番の生徒か学校司書に伝えて本を提出し、本についているバーコードを読み取って手続き完了。

・夏休みや冬休みなどの長期休業には貸出冊数を上限一人５冊までとする。

３．　【　返却　】　借りた本は返却日までに必ず返すこと。

・返却できない事情がある場合には図書担当の先生に相談する。

・返却期間を延長するときは、いったん返却して再度貸出手続きをする。

・長期休業の途中に返却日がある場合は、休業明け最初の図書館開館日に返却する。

・手続きは、「返却です。」と当番の生徒か、学校司書に伝えて本を提出し、本についているバーコードを読み取って手続き完了。その後、自分で本を書架に戻す。（場所がわからない場合は当番の生徒か学校司書に相談）

４．　【返却請求】　返却予定日を過ぎても本が返却されない場合は、『図書返却督促状（とくそくじょう）』を発行し、各クラスの図書委員から渡す。

５．　【　配架　】　学校図書館の本は、日本十進分類法によって分類してあるので、本棚に戻すときは本の背表紙に表記された順序に従う。

部活動について

（１）目的

学年、能力の区別なく、同じ興味、関心をもった生徒が集まり、自主的に活動し、自分の個性を伸ばし、知識や技能だけでなく仲間意識や思いやりなどの感性を育むことをめざす。

（２）組織

１．「保護者の承諾を基に参加を希望する生徒」「顧問である教諭がいる」「顧問は学校長が委嘱する」ことをふまえ、部活を組織することができる。

２．部を新設、廃部するときには部活動顧問会の承認を得る。

３．廃部になる場合、新しい顧問により新２年生が３年生になり引退する時期までは部活動を継続し、その後廃部とする。１年生は１年間限定の活動条件で入部を認める。ただし翌年度に指導できる顧問がいた場合に限り、その部を継続する場合もある。

（３）入退部に際して

１．一定期間、仮入部として活動した後、保護者の同意のもとに、入部（継続）願いを顧問に提出し、顧問の承諾を得て、正式入部とする。

２．顧問の指示に従い、部の一員として規律ある行動をとり、事故には十分注意する。

３．所属部活の活動には積極的に参加し、欠席するときは顧問に届け出る。

４．退部をする際は、保護者の了承のもとで顧問に申し出る。顧問から退部届を受け取り、記入したものを提出する。

（４）部活動終了時刻と下校時刻

	４月～ ８月	９月～ 期末テスト	期末テスト～ 文化祭	文化祭～ １月	２月	３月
終了	18：00	17：45	17：15	16：45	17：15	17：30
下校	18：15	18：00	17：30	17：00	17：30	17：45

※朝の部活動は、7：00 以降に登校することとする。

（５）活動中の服装について

「学校指定の体操着、標準服」「部で決めている練習着」のいずれかで活動する。

（６）その他

部活動の活動停止期間を次のように定める。

テスト期間が２日間のときはテスト３日前から活動停止とし、テスト期間が３日間のときはテスト５日前から活動停止とする。

ただし公式戦等が１週間以内にある場合は、特別練習を行うこともある。

風水害・地震等の「警報」発令時における生徒の安全確保について

（風水害等における学校の対応）

１．　横浜市内（神奈川県全域または神奈川県東部、又は横浜・川崎）に**午前６時（在宅時）**の段階で「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「特別警報」が発令継続中の場合は生徒の安全確保のため、**「臨時休校」**とします。

２．　登校後、「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「特別警報」が発令された場合は速やかに「授業時間繰り上げによる下校」または、下校時の生徒の安全確保がされないと判断した場合は**「学校留め置き」**とします。

３．　登校後、「暴風警報」を伴わない「大雨警報」や「洪水警報」については地域の状況に応じて適切な措置を講じます。

４．　横浜市内に「富士山等の噴火による降灰予報（予想も含む）」が午前６時の段階で発令継続中は、生徒の安全確保のため、「臨時休校」とします。登校後、「降灰予報」が発令された場合は、速やかに「授業時間繰り上げによる下校」または、下校時の生徒の安全確保がされないと判断した場合は「学校留め置き」とします。

〈大規模地震（震度５強以上の大地震）が発生した場合〉

〈大規模地震「注意情報」が内閣総理大臣により発表された場合〉

（宣言はラジオやテレビ、広報車などあらゆる報道手段を通じて発表されます）

１．　生徒登校後、大規模地震が発生した場合は、「学校留め置き」とし保護者へ引き渡します。生徒引き渡しの際は「緊急時引き渡しカード」に記入していただいた引き渡し者にご来校願います。

２．　「東海地震に関する警戒宣言」が発令された場合は、速やかに「授業時間繰り上げによる下校」または、下校時の生徒の安全確保がされないと判断した場合は「学校留め置き」とします。

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kyoiku/sesaku/school-bohan/keihou.html

〈留意点〉

(1)　「警報名」は「暴風」「大雪」「特別」に限ります。発令されている地域や時間についてご留意ください。

(2)　「授業時間繰り上げによる下校」とは、授業を途中で打ち切り、早めに下校させることです。
「大雨警報」や「洪水警報」については、気象状況と新井中学校の地域の特性を踏まえて措置を判断します。

(3)　午前６時の時点では発令されていなかった「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「特別警報」が、登校のため自宅を出るまでの間に発令され、その情報を確認できた場合は自宅待機とします。登校途中で同様の警報が発令され、その情報が確認できないまま登校した場合は、登校後、学校で指示を出します。

(4)　午前６時に家を出なければならない部活動の朝練習等がある場合は、前日に天気予報の情報から中止等を判断し生徒に伝えます。

(5)　「授業時間繰り上げによる下校」の扱いについては、学校よりメール配信します。

【資料】「特別警報」とは

気象庁はこれまで、大雨、地震、津波、高潮などにより重大な災害が起こるおそれがある時に、警報を発表して警戒を呼び掛けていました。これに加え、今後はこの警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波、噴火等が予測され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに「特別警戒」を発表し、最大限の警戒を呼びかけます。

特別警戒が出た場合、お住まいの地域は数十年に一度しかないような非常に危険な状況にあります。周囲の状況や市町村から発表される避難指示・避難勧告などの情報に留意し、ただちに命を守るための行動をとってください。

【気象庁ホームページ　http://www.jma.go.jp】より抜粋